

# 平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名	環境省
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）                特定廃棄物最終処分場の設置者は、埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金（維持管理積立金）を積み立てることが義務付けられている。</li> <li>・ 特例措置の内容                維持管理積立金を損金又は必要経費に算入する特例措置の適用期限（平成30年3月31日まで）を2年間延長する。</li> </ul>		
関係条文	租税特別措置法第20条の2、第56条、第68条の46 租税特別措置法施行令第39条の74 租税特別措置法施行規則第21条の5、第22条の48 地方税法23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号		
減収見込額	[初年度] - ( ▲267 ) [平年度] - ( ▲267 ) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的            廃棄物の最終処分場は、埋立終了後も埋め立てた廃棄物による環境汚染が生じないよう長期的に浸出水の処理等の維持管理を継続して行う必要があるため、埋立処分を受託することによる収入が得られなくなる埋立処分終了後の維持管理費用の発生に備え、あらかじめ埋立処分期間中に当該費用を積み立てることで、最終処分場の適切な維持管理を促進することとする。</p> <p>(2) 施策の必要性            廃棄物の最終処分場については、埋立時だけでなく、埋立終了後も環境汚染の危険性がなくなるまで長期的に浸出水の処理等の維持管理を継続して行う必要がある。しかし、埋立終了後に事業者が倒産して維持管理ができなくなるおそれがあることに対して周辺住民の不安が大きく、最終処分場の安定的な確保を妨げる一因となっているため、埋立終了後の維持管理費用を積み立てることにより、長期的かつ適正な最終処分場の維持管理を確保する必要がある。廃棄物処理法においては、平成9年法改正により一定の最終処分場（管理型最終処分場）の設置者に対して埋立終了後に必要となる維持管理費用を環境再生保全機構に積み立てることを義務付けることにより、最終処分場の長期的な維持管理を確保する仕組み（維持管理積立金制度）が設けられた。当該制度については平成17年法改正により、制度創設当初には適用が免除されていた既存処分場（平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場等）に対しても適用が拡大され、全最終処分場（遮断型最終処分場を除く。）が対象とされたところ。</p> <p>こうして、平成17年までの廃棄物処理法改正により現在埋立が行われている全ての最終処分場について埋立終了後の維持管理費用を確保する仕組みが制度的に担保された。一方で、本制度を円滑に運営するためには、積立金を適切に積み立てさせるために、当該積立が最終処分場の設置者にとって過剰な負担とならないようにすることが重要である。また、廃棄物の排出量は毎年ほぼ横ばいであるが、今後、リニア中央新幹線の工事や2020年の東京オリンピック・パラリンピックに伴う工事等により膨大な廃棄物の発生が想定されるとともに、近年の災害の頻発化・激甚化に伴い、突発的に膨大な災害廃棄物が発生するおそれがあることから、今後最終処分場の新設及び拡張の必要性が高まると考えられるところ、引き続き維持管理積立金が過度な負担とならないよう支援する必要がある。</p> <p>このような状況から、本特例措置を延長し、積立金を損金又は必要経費に算入することにより、積立ての円滑な実施を図る必要がある。</p>		

本要望に 対応する 縮減案	—
---------------------	---

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）
	政策の達成目標	最終処分場の維持管理に必要な額の積立てをあらかじめ行わせることにより、埋立終了後も適正な維持管理を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成30年4月1日～平成32年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	最終処分場の維持管理に必要な額の積立てをあらかじめ行わせることにより、埋立終了後も適正な維持管理を図る。
	政策目標の達成状況	維持管理積立金の積立件数と金額は平成26年度には797施設5,832百万円、平成27年度には793施設8,398百万円、平成28年度には686施設5,581百万円であり、最終処分場の維持管理に必要な維持管理積立金の積立てが概ね順調に実施されている。 また、維持管理積立金を取り崩した件数と金額は、平成26年度には69施設2,001百万円、平成27年度には60施設1,347百万円、平成28年度には51施設1,503百万円であり、概ね順調に最終処分場の長期的な維持管理が確保されている。
有効性	要望の措置の適用見込み	約760施設
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	一般廃棄物の最終処分場等に係る固定資産税の課税標準の特例措置（地方税法附則第15条第2項第4号～第6号） 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（地方税法附則第12条の2の8）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応するものである。
	ページ	1 — 3

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(積立額)  平成 26 年度 : 5,832 (百万円)  平成 27 年度 : 8,398 (百万円)  平成 28 年度 : 5,581 (百万円)</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>平成 26 年度  (単体法人) 229 (百万円)  (連結法人) 38 (百万円)</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立が行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>最終処分場の維持管理に必要な額の積立を行わせることにより、適正な維持管理を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>本特例措置により、維持管理積立金の積立は着実に図られてきているが、新規に設置した最終処分場や埋立継続中の最終処分場等、最終処分場の維持管理に必要な積立金は毎年新たに必要となるため、引き続き本特例措置を講じ、積立の円滑な実施を図る必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 10 年度より措置。  平成 12、14、16、18、20、22、24、26、28 年度税制改正において、それぞれ 2 年間の延長が認められた。</p>